

# 施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
社会福祉施設経営相談室  
TEL 076 (432) 6219  
FAX 076 (432) 6532

平成 30 年 2 月 20 日 No. 131

## 労働時間の適正な把握のために（その 2）

### 2. 使用者が、適正な把握のために講ずべき措置

#### ①労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する場合

- (1) タイムカード等の記録を原則とし、自己申告制も併用している場合、使用者は、労働者が何時間働いたかを把握して記録し、  
→使用者が、「自ら現認」（使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接、始業時刻や終業時刻を確認）する。⇒ その上で、確認した始業・終業時刻を労働者にも確認させることが望ましい。
- (2) 客観的に、適正な記録方法として、  
(a) タイムカード、(b) IC カード、(c) パソコンの使用時間の記録等で確認・記録。  
→必要に応じて、使用者の残業命令書及び命令に対する報告書等、使用者が労働者の労働時間を算出するための記録を突き合わせして、確認・記録する。

#### ②やむを得ず、自己申告制で労働時間を把握する場合

- (1) 使用者は、自己申告制の対象労働者に対しては、(a) 労働時間の実態を正しく記録し、(b) 適正に自己申告を行うことについての具体的内容、(c) 労働者による適正な自己申告を前提として成り立つものなので、不利益な取扱いが行われることがない等を十分に説明する。
- (2) 使用者は、入退場記録やパソコンの使用時間の記録等、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合で、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データでの事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、自己申告制による労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、定期的に実態調査を実施し、労働時間の補正をする。
- (3) 使用者は、自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認する。



《詳細については、お近くの監督署にお問い合わせください。》

## 社会福祉施設経営相談の利用状況

平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月

累計は 29 年度 1 月までの件数

区分	種別	12	1	累計	区分	種別	12	1	累計	区分	種別	12	1	累計
相談項目	施設経営	2	1	24	利用施設	社会福祉協議会		1	3	相談の手段	文書	10	3	48
	施設利用者処遇			1		児童福祉施設	1		9		電話	2		9
	職員待遇	5	1	10		老人福祉施設	3	2	26		来所			
	会計・税務	5	1	29		障がい者施設	8		18		訪問			
	安全・衛生										集団(グループ)			7
	その他					その他			8		その他			
	合計		12	3		64	合計	12	3		64	合計	12	3

指導方法の標準化、具体的には…

Q

指導監査における指導方法の標準化が図られたとのことですが、具体的にはどのようなことですか。

A

旧指導監査要綱（局長通知）においては、改善を要する場合には文書をもって行い、文書による改善報告を求めることとしていましたが、その他の具体的な指導方法についての定めがなく、各自治体による運用が行われていたことから、指導方法の標準化を図ることとされました。尚、その内容については、厚生労働省の方で次の通りまとめられています。

労働時間把握のための  
実態調査、確認

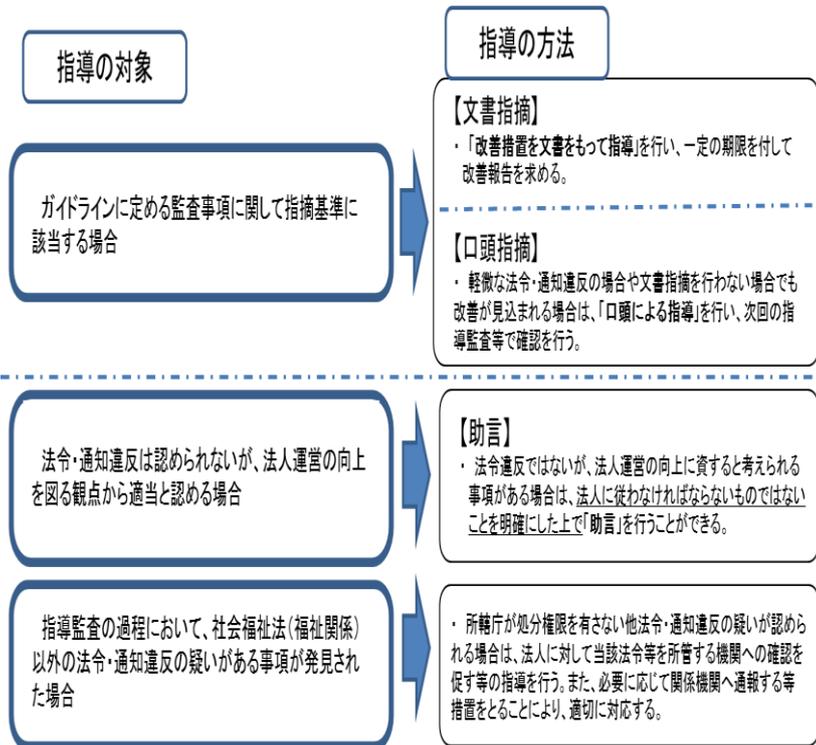
Q

自己申告制の対象労働者に対して、適正に自己申告を行うことについての具体的な内容、労働時間を把握するための実態調査、確認はどうしたらよいか。

A

自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものであり、使用者は、労働者に対して、

- ①自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設けて、上限を超える申告を認めないなど、適正な申告を阻害する措置を講じてはなりません。
- ②時間外労働時間の削減のための社内通達や、時間外労働手当の定額払等、事業場の労働時間に係る措置が、適正な申告を阻害する要因となっていないかを確認し、阻害要因となっている場合は、改善措置を講ずる必要があります。
- ③労働基準法第36条で定める、36協定（時間外労働及び休日労働に関する労使協定）により延長できる時間数を遵守する。労使協定した時間数を超えて労働しているのに、双方が、慣習的に記録上は守っているようにすることが行われていないか確認します。
- ④使用者は、事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金支払の都度、遅滞なく、労働日数、労働時間数等の必要事項を適正に記入しなければならない。（労働基準法第108条、同施行規則第54条）又、未記入の場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、30万円以下の罰金。（労働基準法第120条（罰則））
- ⑤労働者名簿、賃金台帳、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録は、書類ごとに最後の記載日から3年間保存する必要があります。（労働基準法第109条（記録の保存））



- |           |                       |           |
|-----------|-----------------------|-----------|
| ・3月 2日（金） | 平成29年度社会福祉施設経営指導連絡協議会 | サンシップとやま  |
| ・3月16日（金） | 県老人福祉施設協議会総会          | サンシップとやま  |
| ・3月16日（金） | 県デイサービスセンター協議会総会      | サンシップとやま  |
| ・4月27日（金） | 元気とやま福祉・介護職員合同入職式2018 | ボルファートとやま |